機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0010233	4　異動	4.2　職権	4.2.0.6　CSから受信した戸籍照合通知の取込	CSから戸籍照合通知（住民基本台帳法第19条第2項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 一般市区町村において実装しない場合は、通知内容を手動で入力することができること。	◎	◎	○	令和8年4月1日
0010234	4　異動	4.2　職権	4.2.0.6　CSから受信した戸籍照合通知の取込	受信した通知に対する戸籍照合通知取込エラー一覧表を作成できること。	◎	◎	○	令和8年4月1日
0010552	4　異動	4.2　職権	4.2.0.6　CSから受信した戸籍照合通知の取込	CSから受信した戸籍照合通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること	◎	◎	○	令和8年4月1日
0010236	4　異動	4.2　職権	4.2.0.6　CSから受信した戸籍照合通知の取込	同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので取込を行うこと。また、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。	◎	◎	○	令和8年4月1日
0010237	4　異動	4.2　職権	4.2.0.6　CSから受信した戸籍照合通知の取込	受信し、反映したデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	○	令和8年4月1日
0010238	4　異動	4.2　職権	4.2.0.7　CSから受信した住民票コード照会通知の取込	CSから住民票コード照会通知を受信した場合、職員の手を介することなく自動で取込を行い、かつ、該当住民の戸籍の附票記載事項通知をCSに自動で送信できること。ただし、CSに自動送信する対象は、住民票コード照会通知に設定された4情報が完全に一致している住民に限ること。4情報の部分一致又は不一致（該当住民なし）の住民は、CSに自動送信せずに住民票コード照会通知取込エラー一覧表を作成し、職員が検知できること。 また、取込の結果エラーとなったデータについて、手動によるCSへの戸籍の附票記載事項通知送信機能は不要とする。	○	○	○	―
0010553	4　異動	4.2　職権	4.2.0.7　CSから受信した住民票コード照会通知の取込	CSから受信した住民票コード照会通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。	○	○	○	―
0010554	4　異動	4.2　職権	4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込	戸籍における届出の受理地及び本籍地からCSを介して受信した住民票記載事項通知（住民基本台帳法第9条第2項）を基に、該当異動（出生、死亡等）の入力処理ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010241	4　異動	4.2　職権	4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込	受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010555	4　異動	4.2　職権	4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込	CSから受信した住民票記載事項通知については「既存住基システム改造仕様書」に従い連携されるため、これを適切に処理できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0010243	4　異動	4.2　職権	4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込	受信した通知に対する住民票記載事項通知取込一覧表を作成できること。	○	○	○	―
0010556	4　異動	4.2　職権	4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込	CSから住民票記載事項通知（住民基本台帳法第9条第2項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。その際、通知の内容や自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。住民票記載事項通知から同法第7条に基づく記載事項として記載する日本人氏名の振り仮名を自動で取り込んだ場合は、振り仮名公証フラグを自動的に設定できること。	○	○	○	―
0010245	4　異動	4.2　職権	4.2.0.8　CSから受信した住民票記載事項通知の取込	同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のもので取込を行い、既に取り込んだ通知について再送信された場合、修正ができること。	○	○	○	―